

選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する論点整理（案）

- 1 現行の選挙人名簿の抄本の閲覧制度に問題はあるか。
- 2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧を制限することに伴い、選挙人名簿の抄本の閲覧件数が増加するとしても、現行の制度により不当な閲覧を排除できるのではないか。
- 3 上記2の場合に、市町村の選挙管理委員会の事務負担がいたずらに増加することにならないか。
- 4 選挙人名簿の正確性を確保するために、閲覧制度を存続させる必要があるか。
- 5 現在認められている次の閲覧について、今後も認めることとするのか。
 - ① 公職の候補者、政党及び政治団体が選挙運動・政治活動目的で閲覧する場合
 - ② 報道機関及び学術機関が政治・選挙に関する世論調査・学術調査の目的で閲覧する場合
- 6 上記5の閲覧については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧により目的を果たすことができるものがあるのではないか。
- 7 上記5の閲覧だけを認めることとした場合、選挙人名簿の正確性確保とは別の趣旨により、これを認めることとしてよいか。
また、閲覧をした者から手数料を徴収することとして差し支えないか。
- 8 上記5の閲覧を認める場合、主体や目的等により閲覧が認められる場合を法令上限定することにより、不当な閲覧を排除することができるか。
- 9 偽りその他不正の手段により選挙人名簿の抄本を閲覧した者に対して、罰則等何らかの制裁措置が必要ではないか。
- 10 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た情報を不正に利用した者に対して、罰則等何らかの制裁措置が必要ではないか。
- 11 選挙人名簿のコピーは認めないこととしてよいか。